



町内3郵便局での役場窓口業務の一部事務の取扱開始

地域に根ざした行政サービス及び住民の利便性の向上を目的に、町内3郵便局窓口で公的証明書交付等の役場窓口業務の一部事務の取扱いを始めます。

- 取扱開始日 11月12日(木)
- 取扱い日時 月曜日から金曜日まで 9:00~17:00
※祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業
- 取扱郵便局 大子佐原郵便局, 町付郵便局, 生瀬郵便局
- 取扱業務

1 公的証明書の交付事務

- (1) 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書
- (2) 戸籍の附票の写し(全部・一部)
- (3) 住民票の写し(除票を除く。)
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 軽自動車税納税証明書(継続検査用)

※郵便局窓口では、法律により代理人(委任状)による申請はできません。

2 公的証明書以外の事務

- (1) 国民健康保険の負担限度額認定及び被保険者証等再交付申請書の受付
- (2) 後期高齢者医療制度の負担限度額認定及び被保険者証等再交付申請書の受付
- (3) 介護保険の要介護(要支援)認定更新, 負担限度額認定, 高額介護(予防)サービス費, 被保険者証再交付申請書の受付
- (4) 児童手当消滅等申請書類の交付
- (5) 精神保健福祉手帳申請書の交付
- (6) 身体障害者手帳申請書の交付
- (7) 療育手帳申請書の交付
- (8) 医療福祉費制度申請書の受付

3 その他

請求の際には、本人確認のできる証明書類が必要となる事務があります。

※運転免許証等顔写真入りの証明書類以外は、2点必要となります。

2-(5)から(7)に関しては、交付を受ける前に、福祉課社会福祉担当にお問い合わせください。

問合せ 町民課 Tel72-1112 税務課 Tel72-1116 福祉課 Tel72-1117

町民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染への恐怖心や不安感から、感染者やその家族、医療機関、医療従事者等に対しての人権侵害、風評被害が起っています。

誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特定や勝手な個人情報の公開、不確かな情報の発信は慎んでください。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

インフルエンザに御注意を

例年12月～3月は、インフルエンザが流行する季節です。

インフルエンザウイルスに感染すると、喉の痛み、鼻汁、咳等のほか、38度以上の発熱、倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛等の症状がみられます。

子どもは、まれに急性脳症を発症することがあり、また、高齢者や免疫力が低下している方は、肺炎を招くなど重症となることがあります。今年度は、新型コロナウイルスの流行もあるため、より一層、日頃から家族みんなで予防に努めてください。

●インフルエンザを予防するポイント

- ・こまめに手洗いとうがいをする。
- ・十分な栄養とバランスのとれた食事をとる。
- ・室内の加湿をし、空気の乾燥に気を付ける（適度な湿度50～60%）。
- ・人混みや繁華街への外出を控える。
- ・予防接種を受けていない方は、早急に接種を受ける。
- ・マスクを着用する（咳エチケット）。

※マスクを着用していても、鼻の部分に隙間があったり、顎の部分が出ていたりすると、効果がありません。鼻と口の両方を確実に覆い、正しい着用を心掛けましょう。

※インフルエンザ予防接種については、健康増進課までお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

ノロウイルスに御注意を

毎年、冬の時期はノロウイルスが流行します。ノロウイルスが原因で嘔吐、下痢を起こす方が増えています。ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。

子どもや高齢者など抵抗力が弱い方は、特に注意しましょう。

●ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

- ①感染予防の基本は「手洗い」です。調理前、食事前、外出後、トイレ後などには、必ず石けんで手を洗う習慣を身につけましょう。汚れの残りやすい指先や指の間、爪の間、手首などは特に丁寧に洗いましょう。
- ②嘔吐物や下痢の処理にあたっては、使い捨ての手袋及びマスクを着用し、処理した後は石けんでしっかり手を洗うとともに、うがいもしましょう。
- ③汚染された場所や衣類などは、熱湯、塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- ④カキなどの二枚貝は加熱をしっかりとしましょう。調理に使用した調理器具も消毒することが大切です。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

新型コロナ感染症対策 日常生活上の注意点

町民一人一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。

なお、発熱などの風邪症状がみられるときは、学校や会社を休み、外出を控えてください。

高熱で医療機関を受診する際は、電話で症状を伝えてから受診してください。

- ・手洗いが感染症対策の基本です。帰宅後、飲食前、トイレの後などこまめに石けんで手を洗いましょう。
- ・咳やくしゃみをする際は、ハンカチで口を覆うなど咳エチケットを行ってください。
- ・こまめに換気をしましょう。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）は空けましょう。
- ・3密（密集、密接、密閉）を避けましょう。
- ・日頃からバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動を心掛け、免疫力を高めましょう。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

令和元年東日本台風により損壊した家屋の解体・撤去について

町では、令和元年東日本台風により損壊した家屋（半壊以上）について、生活環境の保全及び被災者の生活再建支援を目的とした令和元年度災害廃棄物等処理事業（公費解体）を実施しています。

事業概要及び申請期限については次のとおりです。

- 対象家屋等 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の、り災証明書（事業所用を除く。）が発行された専用住宅又は住居面積50%以上の併用住宅（借家、貸家又はアパート等は対象外です。）
- 費用 解体及び撤去費用は町が全額負担
- 申請期限 令和3年1月12日（火）まで
- その他
 - ・修繕等や一部のみの解体では対象となりません。
 - ・物置や塀等の附属物は原則対象となりません。
 - ・現地調査にて対象の判断をする場合があります。

問合せ 生活環境課 Tel 76-8802

令和3年度 放課後児童クラブ利用案内

保護者の就労等により、学校から帰宅しても一人で過ごすことになる児童を対象に、授業終了後の生活の場を確保し、主に遊びを通して児童の健全育成を図るところです。

なお、周りに協力者がいない、どうしても児童クラブが必要な方が利用できるようにも、祖父母・親族等に保護をお願いできる方は、利用について御配慮いただくようお願いします。

- 申請書配布期間 11月9日（月）～
- 申請書等配布場所 福祉課窓口、児童クラブ ※大子町ホームページからもダウンロードできます。
- 受付期間 11月16日（月）～11月27日（金） ※土日・祝日を除く。
8:30～17:00 ※水曜のみ 8:30～19:00
- 受付場所 大子町役場 福祉課窓口 ※各児童クラブには申し込めません。
- 対象児童 町内の小学校に通う児童（1～6年生）のうち、次の要件に該当する方
 - ・保護者が、就労等により昼間の時間に常時留守で、児童の面倒を見ることができない。
 - ・保護者の疾病、その他の理由により、昼間に児童の面倒を見る者がいない。
 - ・その他、特に配慮が必要と認められる場合

- 放課後児童クラブ名称
※募集定員数 110人程度

名称	実施場所	所在地	電話	定員
だいが放課後児童クラブ	文化福祉会館「まいん」 子育て支援室	大子 722-1	72-2005 72-1120	60人 程度
放課後児童クラブ 「なかよし」	だいが保育園 放課後児童クラブ室	大子 554-2	72-0345	20人 程度
みなみ児童クラブ (長期休業、土曜日のみ)	大子町立南中学校内	頃藤 3708	029-233 -5200	30人 程度

※放課後児童クラブ「なかよし」の受入対象学年は、小学校3年生までです。

※だいが放課後児童クラブでは、土曜日利用ができない場合があります。

※みなみ児童クラブでは、学校行事等により実施しない日があります。

※だいが放課後児童クラブでは、長期休業期間の保育を旧浅川小学校で実施予定です。

問合せ 福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

定期予防接種について

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。

定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますので御注意ください。

また、予診票が届いていない方又は予診票を紛失してしまった方は、健康増進課へ御連絡ください。

定期予防接種	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種，初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種，初回接種は生後14週6日まで	生後6週から24週までの乳児 生後6週から32週までの乳児
ヒブ	初回接種 生後2か月～7か月に至るまでに3回 追加接種 初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種 生後2か月～7か月に至るまでに3回 追加接種 初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
四種混合	1期初回 生後3か月～1歳に至るまでに3回 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	生後2か月～1歳未満
BCG	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種 1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種 初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1歳～2歳未満 1回 5歳～7歳未満の方で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 3歳～4歳に至るまでに2回 1期追加 4歳～5歳に至るまでに1回(初回2回接種後6か月以上，標準的にはおおむね1年おいて)	生後6か月～7歳6か月未満
	2期 9歳～10歳に至るまでに1回	9歳～13歳未満
二種混合(DT)	11歳～12歳に至るまでに1回	11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	中学1年生の間に3回	小6～高1相当の女子

※未満とは、誕生日前日までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者(平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方)は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。

※ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンは現在、積極的にはお勧めしていませんが、接種を希望する場合は有効性とリスクを理解した上で受けてください。

※任意予防接種のおたふくかぜについては、全額助成(自己負担無)で接種できます。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

令和2年度 健康づくりポイント事業 ～記念品と随時交換できます～

健康づくりポイント事業で記念品と交換できます。記念品は、貯めたポイントに応じて特産品等に交換することができます。

カードを作っていない方もまだまだ間に合いますので、この機会に作ってみてはいかがでしょうか。健康づくりポイント事業に参加して、みんなで健康になりましょう。

●**対象者** 大子町に住民登録があり、令和3年3月31日時点で20歳以上の方

●ポイントカードを作る

▽期限 令和3年3月31日（水）まで

▽次の施設等で作ることができます。

保健センター（健康増進課）、集団健診会場、中央公民館（1階 教育委員会事務局生涯学習担当）、文化福祉会館「まいん」（1階 社会福祉協議会）、各コミュニティセンター（不在のときもありますので電話で御確認ください。）

※カードの発行は1人につき1枚です。大切に保管してください。

●ポイントを貯める

▽期限 令和3年3月31日（水）まで

対象事業（特定健康診査、人間ドック、各種がん検診、疾病予防相談、健康教室等）に参加し、カードにスタンプ印をもらうことでポイントが貯まります。

詳細については、受付時に渡すチラシを御覧ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止又は延期となっている場合もあります。

●記念品と交換する

▽期限 令和3年3月31日（水）まで

5ポイント以上：おまかせ特産品セット又は温泉施設利用券2枚

8ポイント以上：おまかせ特産品セット又は温泉施設利用券4枚

12ポイント以上：選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも肉、常陸大黒製品のいずれか）又は温泉施設利用券6枚

上のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要事項を記入して健康増進課へ提出してください。1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。特産品については、後日送付します。

※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子及び道の駅「奥久慈だいが」浴場で利用できます（入湯税は自己負担です。）。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

パパ・ママ教室

新米パパ・ママや、既に子どもはいるけれどもう一度勉強したいパパ・ママを対象に開催します。妊娠や育児の講話を聞き、パパ・ママ2人でのストレッチや沐浴のデモンストレーションなどを行います。

教室は2日間で、参加費は無料です。ママだけの参加やお子さんと一緒に参加も歓迎します。

新型コロナウイルス感染症対策のため、当日のマスク着用、検温の御協力をお願いします。

●**日時** 1回目：12月4日（金）18：15～20：00

2回目：12月18日（金）18：15～19：45

●**場所** 保健センター

●**内容**

▽1回目 妊娠中と出産までの経過、妊娠中の食生活、妊婦体操と出産の呼吸法（実技）、ビデオ「赤ちゃん このすばらしき命」

※体操をするので、動きやすい服装でお越しください。

▽2回目 赤ちゃんの沐浴（デモンストレーション）、育児についての話、ビデオ「お父さんへのメッセージ」

※パパの妊婦体験も実施します。妊娠中のママのことを一緒に学びましょう！

●**申込み** 12月3日（木）までに健康増進課へお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査のお知らせ

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。対象の方でまだ受診していない方は、ぜひ御利用ください。

- 実施期間 9月1日(火)～12月31日(木) ※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。
- 対象者 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の生年月日の方
 - ・昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方(満75歳)
 - ・昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方(満80歳)
 - ・昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方(満85歳)※対象の方へ8月中旬頃に健診の案内を送付しています(施設等入所者除く。)
- 健診内容 口腔内の状態を確認する検査、口腔機能評価など ※入れ歯の方も受診できます。
- 受診場所 茨城県歯科医師会に所属の歯科医療機関のうち、「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関
- 受診方法
 - ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
 - ②受診日までに受診票内の問診項目を御記入の上、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシを持参し受診してください。

問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班 TEL029-309-1212

Dカフェ(認知症カフェ)

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、お茶を飲みながら、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 11月29日(日) 13:30～15:00(受付13:15～)
- 集合場所 大子フロント(旧森山写真館)
- テーマ ポレポレ♪ミニライブ
- 参加費 無料
- 申込み 不要
- 主催 できあす大子(協賛:地域包括支援センター)
- その他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

物忘れ(認知症)相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- 日時 11月26日(木)
13:00～16:00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場所 保健センター 相談室
- 申込み 11月25日(水)までに電話等で地域包括支援センターへお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター
TEL72-1175

野生きのこの出荷自粛について

町内で採取された野生きのこについて、茨城県のモニタリング検査により、食品衛生法の基準値(100Bq/Kg)を超える放射性セシウムが検出されたため、県の要請で出荷自粛を行うこととなりました。

町内で採取された野生きのこは、出荷をしないようにお願いします。

- 対象品目 野生きのこ
- その他町内で出荷制限となっている品目 イノシシ肉、こしあぶら

問合せ 農林課農政担当
TEL72-1128

大子町健康長寿プロジェクト事業参加者募集

健康関連企業と町が連携し、企業のサービスの提供及び支援を受けることで健康寿命延伸を図る事業です。

今年度は、第一興商のカラオケ機器を用いて、音楽、映像などを楽しみながら脳トレやロコモ体操（運動機能の低下を予防する体操）などの身体を動かす教室を開催します。ぜひ御参加ください。
※感染症予防のため、カラオケは実施しません。

- 対象者 町内に住所を有するおおむね65歳以上の方
- 場所 文化福祉会館「まいん」、各地区コミュニティセンター
- 開催日
文化福祉会館「まいん」：11月20日（金） 依上コミュニティセンター：11月24日（火）
佐原コミュニティセンター：12月3日（木） 黒沢コミュニティセンター：12月10日（木）
宮川コミュニティセンター：12月15日（火） 生瀬コミュニティセンター：1月14日（木）
袋田コミュニティセンター：1月19日（火） 上小川コミュニティセンター：1月26日（火）
下小川コミュニティセンター：2月4日（木）
- 時間 13：30～14：30
- 申込み 各会場の開催日の1週間前までに電話等で福祉課高齢介護担当へお申し込みください（11月20日（金）の開催であれば、11月13日（金）まで）。
- 定員 各会場20人 ※定員を超えた場合は抽選を行います。
- 内容例 音楽に合わせた体操（座位、立位）や脳トレ、ストレッチなど
- その他 感染症対策として、当日の検温、マスク着用の御協力をお願いします。

申込み・問合せ 福祉課高齢介護担当 Tel 72-1135

はじめてのスマートフォン講座

- 日時 12月9日（水） 第1部 11：00～12：30
第2部 14：30～16：00 第3部 18：00～19：30
- 用意する物 お持ちのスマートフォン、筆記用具
※会場ではスマートフォンをお貸ししますので、お持ちでない方でも参加できます！
- 講師 ドコモショップ 常陸大宮店
- 定員 各20人程度 ※先着順
- 申込み 中央公民館（電話又は来館で受付） ※定員になり次第締切り
申込用紙に必要事項を記入し提出してください（申込用紙は、中央公民館にあります）。電話申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 Tel 72-1148

クリスマスリース作成講座

- 日時 12月2日（水）10：30～12：00
- 参加費 500円
- 材料費 2,000円
- 用意する物 園芸用ハサミ、エプロン（汚れても良い服装）
- 講師 白田 美穂先生（フラワーコーディネーター・ナチュラルカラーリスト・「フラワーアトリエねむの木」主宰）
- 定員 20人程度
- 申込み 11月25日（水）までに中央公民館へお申し込みください（電話又は来館で受付）。
申込用紙に必要事項を記入し提出してください（申込用紙は、中央公民館にあります）。電話申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 Tel 72-1148

令和3年度文化庁事業 伝統文化親子教室事業補助金の御案内

文化庁では、毎年「伝統文化親子教室事業」の募集をしています。

本事業は、次代を担う子どもたちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道など伝統文化・生活文化に関する活動を体験・修得する機会を提供することにより、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子どもたちの豊かな人間性の涵養に資することを目的としています。

- 対象** 次代を担う子どもたちを対象に、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組が対象です（お囃子教室、書道教室、華道教室、将棋教室等）。
- 実施主体** 伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）
（特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、その他団体）※その他団体に関しては、条件があります。
- 実施分野** 民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、食文化、囲碁、将棋、地域の年中行事、郷土料理等
- 参加対象** 原則、地域に在住する小学1年生から中学校3年生を対象に教える教室
- 支援金額** 実施する上で必要となる経費（上限50万円）
- 対象内容** 成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組が対象です（お囃子教室、書道教室、華道教室、将棋教室等）。
なお、教室参加者以外の方も参加する発表会や行事等自体の開催・運営に係る経費は支援の対象となりません（当該発表会や行事等へ参加することは可能です。）。
- 提出期限** 11月20日（金）
- 提出書類** 要望書（専用様式）、団体規約、役員名簿
- 採否決定** 応募書類を外部有識者会議で審査した上で採否を決定し、令和3年4月に各応募団体に結果を文書で通知します。

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

第77回町民バドミントン大会

- 日時** 11月29日（日）
9：00～（受付8：30まで）
- 場所** リフレッシュセンター
- 種目** ダブルスの部（男子・女子・混合）
- 参加費** 一般：1,000円
大子町体育協会バドミントン連盟登録者：500円
※参加費は当日徴収します。
- 申込み** 11月13日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当（中央公民館内）へお申し込みください。
- その他** ラケット、体育館シューズ、昼食は各自で用意してください。試合中以外はマスク着用とします。

問合せ 大子町体育協会バドミントン連盟
TEL 090-4958-7551（鴨志田）

茨城空港からのお知らせ

10月25日から国内線運航ダイヤが改正され、神戸便・札幌便が1日2往復、福岡便・那覇便が1日1往復するほか、新たに宮古（下地島）への乗継便が設定されました。

茨城空港では感染症拡大防止のため、サーモグラフィーによる検温等を実施しています。

また、航空機内の空気は常に機外から新しい空気を取り入れ、約3分で全て入れ替わる仕組みとなっています。

最新の運航状況等については、茨城空港ホームページを御覧ください。

<http://www.ibaraki-airport.net/>

問合せ

茨城空港利用促進等協議会事務局
（茨城県営業戦略部空港対策課内）
TEL 029-301-2761

令和3年度小学校入学児童のいるひとり親家庭の皆さんへ

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）のお子さんの小学校入学祝品（学用品）を贈呈する事業を行っています。

該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望する保護者の方は、令和3年1月8日（金）までに福祉課へお申し込みください。

お申込みの際には、お子さんの氏名・生年月日・保護者名・住所・連絡先をお知らせください。

申込み 福祉課社会福祉担当 TEL 7 2 - 1 1 1 7
問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会 TEL 0 2 9 - 2 2 1 - 7 5 0 5

11月は労働保険適用促進強化月間

労働者（アルバイトを含む。）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

●労働保険とは

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

●労災保険とは

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能を持った制度で、業務災害や通勤災害による労働者の負傷、疾病、死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者、遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

●雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、雇用保険には失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

法律により、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細及び加入手続については、茨城労働局総務部 労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）へお尋ねください。

問合せ 茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 3

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心して御相談ください。

- 期 間 11月12日（木）～18日（水）
- 時 間 8：30～19：00（土・日曜日は10：00～17：00）
- 電話番号 0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）
- 相談員 人権擁護委員、法務局職員

問合せ 水戸地方法務局人権擁護課 TEL 0 2 9 - 2 2 7 - 9 9 1 9

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません。）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。）が対象です。

●申請手続等

各税の納期限までに申請が必要です。審査の結果、許可通知書又は不許可通知書を送付します。感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は、電話で請求又は大子町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は、事前にお問い合わせください。

申請書のほか、収入、現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要です。提出が難しい場合は御相談ください。

既に納期限が過ぎている未納の税については申請期限を経過しましたが、遡って対象となる場合がありますので御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について

町では、スマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eL T A X（エルタックス）を利用して、町税を納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、御自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようお願いいたします。

なお、大子町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

犯罪被害者週間

11月25日（水）から12月1日（火）までは犯罪被害者週間です。

誰もが突然、事件や事故などに遭う可能性があります。被害に遭われた際は、相談窓口や最寄りの警察署に御相談ください。

また、被害に遭われた方やその家族が回復するためには、周囲の方の御理解と温かな支援が必要です。皆さんの御協力をお願いします。

●相談窓口

大子警察署 Tel 72-0110
茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」
Tel # 8103 又は
Tel 029-301-0278

問合せ 大子警察署 Tel 72-0110

過労死等防止啓発月間

働き過ぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？

11月は「過労死等防止啓発月間」です。茨城労働局では月間の期間に「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

詳しくは、茨城労働局ホームページ（トップ）の新着情報から検索できます。

問合せ 茨城労働局監督課
Tel 029-224-6214



【気になる！原子力講座 vol.3】 「原子力災害の事態の進展を表す言葉と行動」

大地震などの影響により、原子力施設において非常事態が発生した場合には、異常な量の放射性物質が放出する前に、原子力発電所の状況に応じて、区分した緊急時活動レベル（EAL）に沿って予防的に防護措置の準備や実施を行うことになります。

その際、事態の進展は次の言葉で表現されますので覚えておきましょう。

また、事態の進展に応じて、UPZ（30km）圏内に位置する地域（盛金、北富田地区）にお住まいの皆さんは、次の行動を心掛けてください。

事態の進展 ＜緊急事態活動レベル＞	事態の詳細	UPZ圏内にお住まいの 皆さんがとるべき行動
警戒事態 EAL「A」	原子力発電所所在市町村で震度6弱以上の大地震や大津波などにより、原子力施設で異常事態の発生又はそのおそれがある段階	テレビやラジオなどから原子力施設の事故に関する情報を収集し、心構えをしておきましょう。
施設敷地緊急事態 EAL「SE」	原子力施設で全交流電源喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性がある段階	原子力施設からの放射性物質の放出に備えて戸締りなど屋内退避の準備をしておきましょう。
全面緊急事態 EAL「GE」	原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階	屋内退避を行い、身の安全を確保すること、また、すぐ避難ができるよう、避難の際に携行する物をあらかじめ準備しておきましょう。

原子力災害が発生したときは、まずは慌てずに、テレビやFMラジオなどから発信される町からの情報を確認することが、安全かつ円滑な避難につながります。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

放射性物質測定結果

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（バクレルモニター）を導入し、町内で生産及び採取された農畜林水産物のうち、町民の方から申請のあったものについて測定を行っています。

令和2年9月に測定した試料の件数及び検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所 (大字)	セシウム合算 (Bq/kg)	ヨウ素131 (Bq/kg)
イノシシ肉	1	高柴	検出せず	検出せず
オオイチョウタケ	1	高柴	検出せず	検出せず
ホウキタケ	1	高柴	検出せず	検出せず

※イノシシ肉、こしあぶらは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

また、町内で採取された野生きのこについて、茨城県から出荷自粛要請が出ているので、出荷をしないようお願いします。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、大子町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

●新しく入った本

▽一般書

- 「怖がりさんほど成功する自宅起業」根本好美著
- 「精神科医が教えるストレスフリー超大全」樺沢紫苑著
- 「材料2つから作れる！魔法のてぬきおやつ」てぬキッチン著
- 「人生は七転び八起き」内海桂子著
- 「小説伊勢物語 業平」高樹のぶ子著
- 「震雷の人」千葉ともこ著
- 「始まりの木」夏川草介著
- 「作家の贅沢すぎる時間」伊集院静著

▽児童書

- 「めいたんていサムくん」那須正幹作
- 「まぼろしえほん」井上洋介作

インターネットで蔵書が検索できます (<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 Tel 7 2 - 6 1 2 3

不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみませんか。

●公売日時

12月1日(火) 13:20~14:00 ※中止になる場合があります。
(12:50~受付 13:00~入札についての説明)

●公売場所

茨城県水戸合同庁舎 2階大会議室(水戸市柵町1丁目3番1号)

●公売対象不動産

▽売却区分番号 2-79

見積価額:1,060,000円 公売保証金:110,000円

▽財産の表示(登記簿による表示)

(建物)

- ・所 在 久慈郡大子町大字矢田字天神平1331番地2, 1329番地1
- ・家屋番号 1331番2
- ・種 類 工場
- ・構 造 鉄筋造亜鉛メッキ銅板葺平家建
- ・床面積 1階 571.20㎡

附属建物の表示

- ・符 号 1
- ・種 類 倉庫
- ・構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平家建
- ・床面積 1階 111.13㎡

問合せ 茨城租税債権管理機構 Tel 0 2 9 - 2 2 5 - 1 2 2 1
URL : <http://www.ibaraki-sozei.jp/>